

令和7年稲敷市農業委員会第6回総会

[6月10日]

- 
- 日程 1 議事録署名委員の指名について  
日程 2 報告第1号 農地法第3条(届出—中間管理機構・円滑化団体の取得)  
日程 3 報告第2号 農地法第3条の3(相続等による権利移動)  
日程 4 報告第3号 農地法第5条(届出)  
日程 5 報告第4号 農地法第18条(通知)  
日程 6 議案第1号 農地法第3条(委員会)  
日程 7 議案第2号 農地法第5条(知事)  
日程 8 議案第3号 現況証明(農委処分)  
日程 9 議案第4号 非農地判断について  
日程10 議案第5号 農用地利用集積等促進計画の公告について(一括契約)  
日程11 議案第6号 農用地利用集積等促進計画の公告について(機構・受け手間契約)  
日程12 議案第7号 農地改良協議に対する同意について
- 

本日の会議に付した事件

- 日程 1 議事録署名委員の指名について  
日程 2 報告第1号  
日程 3 報告第2号  
日程 4 報告第3号  
日程 5 報告第4号  
日程 6 議案第1号  
日程 7 議案第2号  
日程 8 議案第3号  
日程 9 議案第4号  
日程10 議案第5号  
日程11 議案第6号  
日程12 議案第7号
- 

出席委員

|    |       |     |        |
|----|-------|-----|--------|
| 1番 | 吉田武君  | 12番 | 遠藤一行君  |
| 2番 | 篠崎文夫君 | 13番 | 足立久美子君 |
| 3番 | 黒澤克巳君 | 14番 | 内田和新君  |
| 4番 | 山口幸一君 | 15番 | 山口和彦君  |
| 6番 | 宮本信夫君 | 16番 | 飯塚治正君  |

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 7番  | 篠崎 惣壽 君 | 17番 | 坂本 富男 君 |
| 9番  | 坂本 和夫 君 | 18番 | 川島 昇 君  |
| 10番 | 村山 文雄 君 | 19番 | 根本 脩 君  |
| 11番 | 墳本 典勇 君 |     |         |

#### 欠席委員

|    |         |
|----|---------|
| 5番 | 永野 修 君  |
| 8番 | 村松 清美 君 |

---

#### 出席説明員

|             |          |
|-------------|----------|
| 農業委員会事務局長   | 中島 臣哉 君  |
| 農業委員会事務局長補佐 | 宮本 祐司 君  |
| 農業委員会事務局長係長 | 坂本 証 君   |
| 農業委員会事務局長主査 | 久保田 健夫 君 |

---

#### 午後2時開会

○農業委員会事務局長（中島臣哉君） 令和7年6月の稲敷市農業委員会総会を開会させていただきます。議事進行につきましては、稲敷市農業委員会会議規則第3条の規定により、会長が議長となりますのでよろしく願いいたします。

○議長（根本 脩君） それでは、議長を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。本日の出席委員は17名です。欠席委員は、5番永野修委員、8番村松清美委員の2名です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により定足数に達しておりますので、本会議は成立をいたします。また本日は、現地調査を行っていただきました推進委員さん14名が出席されております。推進委員の方は、調査を担当した案件についてご意見がある場合は、質疑ありませんかと申し上げた際に、挙手のうえ名前を告げてから発言してください。本日の議事日程はお手元に配布のとおりでございます。

---

#### 日程1 議事録署名委員の指名について

○議長（根本 脩君） それでは最初に、議事録署名人の指名を行います。  
お諮りをいたします。

議事録署名人の指名については、議長一任で御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本 脩君） 異議なしということでございますので、本日の議事録署名人は14番内田和新委員、15番山口和彦委員の両名を指名いたします。

日程2 報告第1号 農地法第3条（届出—中間管理機構・円滑化団体の取得）

○議長（根本 脩君） それでは、審議に入ります。

報告第1号「農地法第3条（届出—中間管理機構・円滑化団体の取得）」を議題といたします。事務局より報告をお願いいたします。

中島事務局長。

○農業委員会事務局長（中島臣哉君）

報告第1号「農地法第3条（届出—中間管理機構・円滑化団体の取得）」について報告いたします。議案書1ページの4件でございます。

この届出は、農業経営基盤強化促進法第7条の規定に基づく農地売買事業により茨城県農林振興公社へ売買したものであります。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） これは報告事項でございますので、ご承認、よろしくをお願いいたします。

---

日程3 報告第2号 農地法第3条の3（相続等による権利移動）

○議長（根本 脩君） 続きまして、報告第2号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

中島事務局長。

○農業委員会事務局長（中島臣哉君）

報告第2号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」について報告いたします。

議案書2ページから7ページまでの7件でございます。この届出は、被相続人の死亡により、それぞれの取得日において、相続により農地を取得したものであります。いずれの権利取得者も自作や作業委託により耕作をしております。申請番号2番の方は、農業委員会によるあっせん等の希望をしております。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） これは報告事項でございますので、ご承認、よろしくをお願いいたします。

---

日程4 報告第3号 農地法第5条（届出）

○議長（根本 脩君） 続きまして、報告第3号「農地法第5条（届出）」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

中島事務局長。

○農業委員会事務局長（中島臣哉君）

報告第3号「農地法第5条（届出）」について報告いたします。

議案書8ページでございます。農地法第5条第1項第7号の規定に基づく、市街化区域内の権利移動を伴う農地転用のための届け出2件でございます。申請番号1番、佐倉字佐倉原、畑2筆、479㎡について、受人が駐車場用地として利用するものであります。申請番号2番、柴崎字四反田、田1筆、500㎡について、受人が自己住宅用地として利用するものです。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） これは報告事項でございますので、ご承認、よろしくお願ひいたします。

---

#### 日程5 報告第4号 農地法第18条（通知）

○議長（根本 脩君） 続きまして、報告第4号「農地法第18条（通知）」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

中島事務局長。

○農業委員会事務局長（中島臣哉君）

報告第4号「農地法第18条（通知）」について報告いたします。

議案書9ページから10ページまでの3件でございます。農地法第18条第6項の規定による、賃貸借の解約の通知があったものになります。申請番号1番につきましては、双方からの合意解約によるものであります。申請番号2番、3番につきましては、農地中間管理事業により、茨城県農林振興公社との間に利用権を設定した農地につきまして、合意解約するものであります。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） これは報告事項でございますので、ご承認、よろしくお願ひいたします。

---

#### 日程6 議案第1号 農地法第3条（委員会）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第1号「農地法第3条（委員会）」を議題といたします。なお、申請番号11番につきましては、関連する案件がありますので議案第2号にて一括して審議いたします。申請番号1番から10番について事務局の説明をお願いします。

久保田主査。

○農業委員会事務局主査（久保田健夫君） 11ページをお開き願ひます。

議案第1号「農地法第3条（委員会）」

売買による所有権移転7件、贈与による所有権移転1件、賃貸借権の設定2件でございます。

申請番号1番 甘田字宅地添、畑1筆、395㎡についてでございますが、受人が経営規模拡大のため買い受けるものでございます。

申請番号2番については、取り下げとなっております。

申請番号3番 浮島字関谷、田1筆、317㎡についてでございますが、受人が経営規模拡大のため買い受けるものでございます。

申請番号4番 東大沼字平、畑4筆、579㎡についてでございますが、受人の自作地に近接しており耕作便利のため買い受けるものでございます。

申請番号5番 椎塚字中郷、田1筆、4,700㎡についてでございますが、受人が経営規模拡大のため譲り受けるものでございます。

申請番号6番 下根本字谷中、田7筆、12,789㎡についてでございますが、受人が賃貸借契約を更新するものでございます。

申請番号7番 町田字新利根添、他1地区、田2筆、4,913㎡についてでございますが、受人が

経営規模拡大のため買い受けるものでございます。

申請番号8番 高田字鍋作、他1地区、田2筆、1, 716㎡についてでございますが、受人が経営規模拡大のため買い受けるものでございます。

申請番号9番 椎塚字浦向、他1地区、田3筆、畑1筆、935㎡についてでございますが、受人が賃貸借契約を更新するものでございます。

申請番号10番 蒲ヶ山字松ノ下、田1筆、1, 506㎡についてでございますが、受人が経営規模拡大のため買い受けるものでございます。

調査結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受となる許可要件を満たしていると考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認いたしました。議案第1号の説明は以上です。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号1番について、吉田委員より報告をお願いいたします。

○1番（吉田 武君） 1番吉田です。申請番号1番について、報告いたします。

6月5日に田仲推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している認定農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター2台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機3台、トラック2台を所有しております。農作業従事日数は300日、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号3番について、黒澤委員より報告をお願いいたします。

○3番（黒澤克巳君） 3番黒澤です。申請番号3番について報告いたします。

6月1日に小貫推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主にレンコンを栽培している認定農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台を所有しております。農作業従事日数は250日、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。

よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号4番について、山口和彦委員より報告をお願いいたします。

○15番（山口和彦君） 15番山口です。申請番号4番について、報告いたします。

6月1日に中沢推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している認定農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター2台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機3台、軽トラック2台、耕運機1台を所有しております。農作業従事日数は210日。なお、今回の畑は、受人の畑に隣接しており、農作業的にも便利であります。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。

よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号5番、6番について、山口幸一委員より報告をお願いいたします。

○4番（山口幸一君） 4番山口です。申請番号5番について、報告いたします。

6月2日に沼崎推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具等の所有状況は、トラクター2台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機2台、軽トラック1台を所有しております。農作業従事日数180日。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。

続きまして申請番号6番について、報告いたします。

6月2日に沼崎推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している認定農業者であります。農機具等の所有状況は、トラクター2台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機2台、軽トラック2台を所有しております。農作業従事日数300日。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号7番について、内田委員より報告をお願いいたします。

○14番（内田和新君） 14番内田です。申請番号7番について、報告いたします。

6月4日に大野推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻、レンコンを栽培している認定農業者であります。農機具等の所有状況は、トラクター2台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機2台、軽トラック3台を所有しております。農作業従事日数300日。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号8番、9番について、篠崎惣壽委員より報告をお願いいたします。

○7番（篠崎惣壽君） 7番篠崎です。申請番号8番について、報告いたします。

6月4日に木村推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主にサツマイモを栽培している認定農業者であります。農機具等の所有状況は、トラクター1台、コンバイン1台、乾燥機2台、軽トラック2台を所有しております。農作業従事日数200日。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。

続きまして申請番号9番について、報告いたします。

6月4日に木村推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻、サツマイモを栽培している認定農業者であります。農機具等の所有状況は、トラクター1台、コンバイン1台、乾燥機2台、軽トラック2台を所有しております。農作業従事日数200日。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号10番について、墳本委員より報告をお願いいたします。

○11番（墳本典勇君） 11番墳本です。申請番号10番について、報告いたします。

6月4日に山崎推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稲、落花生を栽培している農業者であります。農機具等の所有状況は、トラクター3台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台、トラック2台を所有しております。農作業従事日数300日。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第1号「農地法第3条（委員会）」申請番号1番から10番を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

---

#### 日程7 議案第2号 農地法第5条（知事）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第2号「農地法第5条（知事）」を議題といたします。

申請番号12番につきましては、のちほど一括で審議いたしますので、申請番号1番から11番について事務局の説明をお願いします。

坂本係長。

○農業委員会事務局係長（坂本 証君） 14ページをお開き願います。

議案第2号「農地法第5条（知事）」でございます。

申請番号1番 神宮寺字揃内、畑1筆、842㎡についてですが、非線引き区域、土地改良区域外で周囲を雑種地や山林に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。転用目的は太陽光発電施設用地。645Wパネル172枚設置。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約等を了しております。

申請番号2番 下太田字諏訪久保、畑2筆、1,362㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を山林や宅地に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。転用目的は太陽光発電施設用地。550Wパネル192枚設置。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約等を了しております。

申請番号3番 犬塚字原平、畑2筆、1,078㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を宅地等に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。転用目的は太陽光発電施設用地。705Wパネル141枚設置。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約等を了しております。

申請番号4番 結佐字流作、田1筆、413㎡についてですが、非線引き区域、土地改良区域外で、稲敷市役所東支所からおおむね300m以内に位置しているため、第3種農地と判断いたしました。申

請人は現在、市内の借家に居住しておりますが、将来を考え、自己住宅を建設するものでございます。転用計画は木造平屋建て1棟108.48㎡、取水は水道、汚水・雑排水は公共下水に放流する計画です。

申請番号5番 蒲ヶ山字水砂、畑1筆、1,303㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を山林や雑種地に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断しました。転用目的は太陽光発電施設用地。705Wパネル156枚設置。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約等を了しております。

申請番号6番 蒲ヶ山字後原、畑1筆、1,866㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を山林や雑種地に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。転用目的は太陽光発電施設用地。590Wパネル180枚設置。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約等を了しております。

申請番号7番 月出里字花指、畑1筆、1,400㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を山林や雑種地に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断しました。転用目的は太陽光発電施設用地。705Wパネル144枚設置。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約等を了しております。

申請番号8番 月出里字大道添、他1地区、畑2筆、1,776㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を山林や雑種地に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断しました。転用目的は太陽光発電施設用地。615Wパネル180枚設置。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約等を了しております。

申請番号9番 市崎字中畑、畑1筆、895㎡についてですが、非線引き区域、土地改良区域外で周囲を山林や雑種地に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断しました。転用目的は太陽光発電施設用地。590Wパネル162枚設置。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約等を了しております。

申請番号10番 羽賀字栗津谷、田1筆、767㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を山林や雑種地に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断しました。転用目的は太陽光発電施設用地。610Wパネル148枚設置。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約等を了しております。

申請番号11番 阿波崎字中妻、畑1筆、1,044㎡についてですが、非線引き区域、土地改良区域外で周囲を宅地に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断しました。転用目的は太陽光発電施設用地。595Wパネル168枚設置。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約等を了しております。

これで議案第2号、申請番号1番から11番の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号1番について、吉田委員より報告をお願いいたします。

○1番（吉田 武君） 1番吉田です。

申請番号1番について、去る4日、田仲推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからない

ものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号2番について、川島委員より報告をお願いいたします。

○18番（川島 昇君） 18番川島です。

申請番号2番について、去る4日、松田推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号3番について、宮本委員より報告をお願いいたします。

○6番（宮本信夫君） 6番宮本です。

申請番号3番について、去る4日、清原推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号4番について、坂本富男委員より報告をお願いいたします。

○17番（坂本富男君） 17番坂本です。

申請番号4番について、去る4日、風間推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、自己住宅用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号5番から8番について、墳本委員より報告をお願いいたします。

○11番（墳本典勇君） 11番墳本です。

申請番号5番から8番について、去る4日、古渡推進委員と山崎推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、いずれも太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号9番について、山口和彦委員より報告をお願いいたします。

○15番（山口和彦君） 15番山口です。

申請番号9番について、去る4日、板橋推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからない

ものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号10番について、足立委員より報告をお願いいたします。

○13番（足立久美子君） 13番足立です。

申請番号10番について、去る4日、酒井推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号11番につきましては、わたくし根本より報告いたします。

○19番（根本 脩君） 19番根本です。

申請番号11番について、去る4日、黒田推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第2号「農地法第5条（知事）」申請番号1番から11番を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。続きまして、議案第1号 申請番号11番、議案第2号 申請番号12番について、いずれも所在と申請人が同一の、営農型太陽光発電施設設置のための申請でありますので、一括議題といたします。事務局の説明をお願いします。

坂本係長。

○農業委員会事務局係長（坂本 証君） 13ページをお開き願います。

議案第1号 申請番号11番、椎塚字浦向、他1地区、田3筆、畑1筆、503㎡についてですが、農地法第3条、営農型太陽光発電施設設置のための地上権設定でございます。

次に17ページをお開き願います。

議案第2号 申請番号12番、椎塚字浦向、他1地区、田3筆、畑1筆、0.76㎡についてですが、営農型太陽光発電施設として3年前に許可を受け、下部農地で榊を栽培し、パネル設置のための支柱部分を一時的に転用していたものの期間満了により再申請するものでございます。転用期間は令和10年6月9日までの3年間で、別紙審査表のとおり農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

以上、議案第1号、申請番号11番及び議案第2号、申請番号12番の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。議案第1号、申請番号11番、議案第2号、申請番号12番について、篠崎惣壽委員より報告をお願いいたします。

○7番（篠崎惣壽君） 7番篠崎です。

議案第1号、申請番号11番及び議案第2号、申請番号12番の営農型太陽光発電について、去る4日、木村推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、下部農地で営農をしながら太陽光発電施設として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第1号申請番号11番、議案第2号申請番号12番を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

---

#### 日程8 議案第3号 現況証明（農委処分）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第3号「現況証明（農委処分）」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

坂本係長。

○農業委員会事務局係長（坂本 証君） 18ページをお開き願います。

議案第3号「現況証明（農委処分）」

登記地目変更のための非農地証明書の交付5件でございます。

申請番号1番 神宮寺字揃内、畑1筆、1,614㎡についてですが、耕作に供されず荒廃しているとの申請になります。

申請番号2番 結佐字流作、畑1筆、97㎡についてですが、平成10年頃より宅地として利用されており、撮影年月日、平成11年5月30日の空中証明写真と始末書が添付された申請になります。

申請番号3番 高田字千葉野、畑1筆、1,915㎡についてですが、30年以上前から資材置場として利用されており、撮影年月日、平成11年5月30日の空中証明写真と始末書が添付された申請になります。

申請番号4番 伊佐津字笹本、畑2筆、820㎡についてですが、耕作に供されず荒廃しているとの申請になります。

申請番号5番 柴崎字上吉山、田1筆、150㎡についてですが、25年以上前から資材置場として使用しており、撮影年月日、平成11年5月30日の空中証明写真が添付された申請になります。

以上で議案第3号の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号1番について、吉田委員より報告をお願いいたします。

○1番（吉田 武君） 1番吉田です。

申請番号1番について、去る4日、永野委員と田仲推進委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、現地は荒廃しており、周囲の状況から見ても耕作することは困難であり、今後も耕作の見込みがないことから、非農地と判断します。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号2番について、坂本富男委員より報告をお願いいたします。

○17番（坂本富男君） 17番坂本です。

申請番号2番について、去る4日、根本委員と風間推進委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、平成10年頃より宅地として利用されており、国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をしました。調査の結果は、農地法第2条の「農地」に該当せず、「非農地」と判断します。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号3番について、篠崎惣壽委員より報告をお願いいたします。

○7番（篠崎惣壽君） 7番篠崎です。

申請番号3番について、去る4日、宮本委員と藤巻推進委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、30年以上前から資材置場として使用しており、国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をしました。調査の結果は、農地法第2条の「農地」に該当せず、「非農地」と判断します。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号4番、5番について、遠藤委員より報告をお願いいたします。

○12番（遠藤一行君） 12番遠藤です。

申請番号4番、5番について、去る4日、川島委員と海老原推進委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。申請番号4番については、現地は荒廃しており、周囲の状況から見ても耕作することは困難であり、今後も耕作の見込みがないことから、非農地と判断します。申請番号5番については、25年以上前から資材置場として使用しており、国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をしました。調査の結果は、いずれも農地法第2条の「農地」に該当せず、「非農地」と判断します。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第3号「現況証明（農委処分）」を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

---

#### 日程9 議案第4号 非農地判断について

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第4号「非農地判断について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

久保田主査。

○農業委員会事務局主査（久保田健夫君） 20ページをお開き願います。

議案第4号「非農地判断について」でございます。

こちらは令和6年度に行った、農地法第30条に基づく利用状況調査の結果、再生利用が困難な農地と判断された農地のうち、田10筆、7,993㎡について、総会で議決が得られれば非農地として農地台帳から除外し、非農地通知を発出するものです。議案書と併せてお手元にあります議案第4号非農地判断について報告書の1ページをお開き願います。

申請番号1番 月出里字花指、田2筆、2,485㎡についてですが、農業振興地域内農用地区域外、土地改良区域外となっており、耕作に供されず樹木等が繁茂している状況です。

申請番号2番 月出里字花指、田2筆、1,313㎡についてですが、農業振興地域内農用地区域外、土地改良区域外となっており、耕作に供されず竹等が繁茂している状況です。

申請番号3番 月出里字花指、田1筆、594㎡についてですが、農業振興地域内農用地区域外、土地改良区域外となっており、耕作に供されず樹木等が繁茂している状況です。

申請番号4番 月出里字花指、田1筆、502㎡についてですが、農業振興地域内農用地区域外、土地改良区域外となっており、耕作に供されず竹等が繁茂している状況です。

申請番号5番 月出里字花指、田2筆、1,514㎡についてですが、農業振興地域内農用地区域外、土地改良区域外となっており、耕作に供されず竹等が繁茂している状況です。

申請番号6番 月出里字花指、田1筆、796㎡についてですが、農業振興地域内農用地区域外、土地改良区域外となっており、耕作に供されず竹等が繁茂している状況です。

申請番号7番 月出里字花指、田1筆、789㎡についてですが、農業振興地域内農用地区域外、土地改良区域外となっており、耕作に供されず竹等が繁茂している状況です。

以上で議案第4号の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。

これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第4号「非農地判断について」を採決いたします。本案は、事務局説明のとおり非農地通知を発行することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(根本 脩君) 賛成多数と認めます。よって、本案は事務局説明のとおり非農地通知を発行することに決定いたしました。

---

日程10 議案第5号 農用地利用集積等促進計画の公告について(一括契約)

○議長(根本 脩君) 続きまして、議案第5号「農用地利用集積等促進計画の公告について(一括契約)」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

宮本局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐(宮本祐司君) 22ページをお開き願います。

議案第5号「農用地利用集積等促進計画の公告について(一括契約)」でございます。

農用地利用集積等促進計画案についてご審議を求めるものでございます。

今回は、18件、100筆、149,407㎡についての利用権設定でございます。詳細につきましては、議案書のとおりでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(根本 脩君) 事務局の説明が終わりました。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。  
(「なし」との声あり)

○議長(根本 脩君) それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第5号「農用地利用集積等促進計画の公告について(一括契約)」を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(根本 脩君) 賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

---

日程11 議案第6号 農用地利用集積等促進計画の公告について(機構・受け手間契約)

○議長(根本 脩君) 続きまして、議案第6号「農用地利用集積等促進計画の公告について(機構・受け手間契約)」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

宮本局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐(宮本祐司君) 33ページをお開き願います。

議案第6号「農用地利用集積等促進計画の公告について(機構・受け手間契約)」についてでございます。農用地利用集積等促進計画案についてご審議を求めるものでございます。

再転貸が1件、1筆、9,063㎡の転貸計画でございます。詳細につきましては、議案書のとおりでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(根本 脩君) 事務局の説明が終わりました。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。  
(「なし」との声あり)

○議長(根本 脩君) それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第6号「農用地利用集積等促進計画の公告について（機構・受け手間契約）」を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

---

#### 日程12 議案第7号 農地改良協議に対する同意について

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第7号「農地改良協議に対する同意について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

坂本係長。

○農業委員会事務局係長（坂本 証君） 34ページをお開き願います。

議案第7号「農地改良協議に対する同意について」でございます。

申請番号1番 堀川字舟戸、田1筆、657㎡についてですが、田畑転換のための農地改良協議でございます。埋立てに用いる土、328㎡は、市内の山砂を購入し、市内の業者に作業を依頼し、2トン車219回分を申請地に約50cm埋立てる計画で、埋立て後は、ネギ等を栽培する計画です。廃棄物対策室との協議も了しております。

以上で、議案第7号の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号1番について、遠藤委員より報告をお願いいたします。

○12番（遠藤一行君） 12番遠藤です。

申請番号1番について、去る4日、川島委員と油原推進委員と事務局で、現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、事務局の説明通りで間違いなく、低くなっている農地に購入した土を入れ、畑として利用するものであり、問題ないと思われまます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第7号「農地改良協議に対する同意について」を採決いたします。本案は、申請のとおり同意することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり同意することに決定いたしました。

---

○議長（根本 脩君） 以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。慎重審議をいただきましてありがとうございます。

皆さんにお諮りいたします。本定例会中の議案等にかかわる字句、数字、その他の整理を要する件については、その整理を議長に一任することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(根本 脩君) それでは、異議なしと認めます。

これをもちまして、令和7年6月の稲敷市農業委員会総会を閉会といたします。  
大変御苦労さまでございました。

午後3時00分閉会

稲敷市農業委員会会議規則第12条の規定により署名する。

議 長 根 本 脩

14番 委 員 内 田 和 新

15番 委 員 山 口 和 彦